

## 生活保護費の減額見直す

### 国民と党の 要求を反映

厚生労働省は10月から、生活保護を受けている家庭の高校生が奨学金やアルバイト代を学習塾代に使うと保護費を減額する仕組みを見直し、使えるようにします。保護世帯や日本共産党国会議員団の要求が実ったものです。小中学生の学習塾代についても適用します。

これまでは、アルバイトや奨学金で高校生が収

## 奨学金から塾代OK

入を得た場合、収入認定され、保護費が減額されてきました。ただし、修学旅行費や部活動費、私立授業料に使う場合は、減額されませんでした。が、学習塾代は認められていませんでした。

10月からは、学習塾の入会金、授業料（家庭教師の月謝を含む）、講習会費、教材費、模擬試験代、塾への交通費に使うことができます。

この問題をめぐっては、福島県の高中生が受けた年17万円の給付型奨学金が福祉事務所から全

額収入認定され、高校生の母親が4月に撤回を求めて福島地裁に提訴し、たたかっています。

日本共産党の田村智子参院議員は3月18日の参院予算委員会で質問し、福島県の事件を取り上げ、「高校生が努力して手にした奨学金を収入認定して、保護費を減らし、奨学金を生活費に充てるといふ。行政が高校生の希望を奪うのと同じではないか」と追及しました。

塩崎恭久厚労相は「子どもがちゃんと就学できるように考えていかなければいけない」と答弁。8月6日に、この収入認定を取り消しました。